

## 委 託 契 約 書 （案）

委託業務の名称 会津大学情報ネットワークシステム運用管理及び  
教育研究環境整備業務

委託料の額 金\_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金\_\_\_\_\_円)

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料の額に108分の8を乗じて得た額である。

委託期間 着 手 平成29年 4月 1日  
履行期限 平成30年 3月31日

公立大学法人会津大学（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、頭書の業務（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次の各条項により契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、頭書の委託料をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）に委託業務を実施しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもので必要な事項については、甲乙協議して書面により定める。その他軽微なものについて、乙は甲の指示に従うものとする。

（契約保証金）

第2条 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則による。

（権利義務譲渡の禁止、再委託の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、委託業務の履行に必要な業務内容を他の用途に使用してはならない。

(個人情報保護)

第5条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(監督員)

第6条 甲は、委託業務を監督又は指示する監督員を置くことができる。

2 甲は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲において必要な監督を行い、次条第1項に規定する主任担当者に対して指示を与える等の職務を行う。

(主任担当者及び担当者)

第7条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任担当者」という。）を定め、その氏名及び略歴その他必要な事項について甲に書面で通知するものとする。主任担当者を変更するときも同様とする。

2 甲の施設で業務に従事する主任担当者以外の担当者（以下「担当者」という。）についても、前項と同様に甲に書面で通知するものとする。

3 甲は、乙の主任担当者及び担当者が委託業務の履行につき不相当と認める場合は、乙に対してその交替その他必要な措置を協議する。

(担当者の身分の明確化)

第8条 乙は、主任担当者及び担当者が甲の施設で業務に従事する際には、名札を付けさせるものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、委託業務の遂行にあたっては第三者の権利を侵害しないように最善の努力を払うものとし、侵害するおそれがある場合は速やかに甲に通知し、その処置について甲と協議するものとする。

(関係機関との協議)

第10条 乙は、委託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって、関係機関の協力を得る場合には、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。

(協議)

第11条 甲及び乙は、委託業務を円滑に遂行するため、定期的に又は甲乙いずれかの要

請に従い、委託業務の諸事項について協議を行うものとする。なお、協議内容については、その都度議事録を作成し、甲乙双方でその内容を確認する。

(情報の開示等)

- 第12条 甲は、委託業務の遂行に必要と認める範囲内で、甲の有する知識、経験その他の情報（以下「本件情報」という。）を乙に開示し、あるいは機材を支給又は貸与する。
- 2 乙は、本件情報及び甲により支給又は貸与された機材を委託業務のためにのみ使用し、利用しなければならない。
- 3 乙は、委託業務が終了したとき又は甲の要求があったときは、乙の所有する本件情報（甲の同意を得て複製・複製したものを含む。）を記述した文書及び機材を甲に返還するものとする。ただし、甲の要求による返還が、委託業務の遂行に支障を与えるおそれがある場合には、返還時期について甲と協議するものとする。

(設備の使用許諾)

- 第13条 乙は、甲が必要と認めた場合は、甲の事業所に設置されたコンピュータ等の設備を使用することができる。この場合、乙は甲の事業所の諸規則及び当該設備の使用規則を遵守するものとし、万一乙の従業員の故意又は過失により甲に損害が生じた場合は、乙がこれを賠償するものとする。ただし、その額は甲乙協議して書面により定める。

(業務処理状況の調査等)

- 第14条 甲は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査し、又、乙に対して報告を求めることができる。

(委託業務の内容の変更)

- 第15条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は委託期間を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して書面により定める。

(損害負担)

- 第16条 委託業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。ただし、その額は甲乙協議して書面により定める。

(業務報告及び確認)

第17条 乙は、甲に対して、実施した業務内容を月末に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに乙の立会のもとに業務内容を確認するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第18条 乙は、前条の確認の結果、業務内容が適正であると認められたときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求する。なお、各月ごとの委託料の金額は次によるものとする。

月額\_\_\_\_\_円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円)

2 甲は、前項の規定により支払請求があったときは、請求書を受領した日の属する月の翌月25日までに委託料を乙に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第19条 甲は、乙が乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.8%の割合で計算した額(当該額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意があるときを除いては、委託業務の遂行上知り得た相手方の秘密を保持し、第三者に対し開示又は漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後においても有効とする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

一 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき。

二 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

三 第3条及び第20条の規定に違反したとき。

四 前各号の一つに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規程する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められたとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められたとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められたとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、甲に対して委託料の額の10分の1に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

4 前項の場合、乙は、甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

（資料等の返還）

第22条 第21条の規定により契約を解除したときは、乙は、委託業務の履行に用いたすべての本件情報を記述した文書及び機材を速やかに甲に返還しなければならない。

（事故等の場合の通知）

第23条 乙は、委託業務遂行中に事故発生のおそれがあるとき又は事故が発生した場合

は、遅滞なく甲にその状況を通知し、速やかに甲の指示を受け、又は甲乙協議してその処理にあたる。

- 2 乙は、委託業務遂行中にシステム上不備が認められる事項又は障害その他の事故を発見したときは、速やかに応急措置を行うとともに甲に報告し、その解決について甲乙協議する。
- 3 甲は、システムの全部又は一部の変更、撤去、修理及びシステム機能に影響を及ぼすと認められる工事を必要とするときは、あらかじめ乙に通知するものとし、甲乙協議してシステムの保全にあたる。

#### (談合による損害賠償)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第21条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公平な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

#### (違約金の徴収)

第25条 乙がこの契約に基づく遅延利息又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払日まで年2.8%の割合で計算した利息（当該額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を付した額と甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 甲は、前項の規定により追徴する場合は、乙から遅延日数につき年2.9%の割合で計算した額の違約金を徴収する。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(紛争解決の方法)

第28条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 委託者 住所 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90

氏名 公立大学法人会津大学

理事長 岡 隆一

乙 受託者 住所

氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関

等・地方公共団体等編)の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報  
報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の留意点)

第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)については、みだりに業務に従事している以外の職員等が接触するような場所で作業をしてはならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項以外の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、第1項以外の場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も第1項以外の場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等(原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。)の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等(紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。)を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、

事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

- 3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

#### （調査等）

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、乙に対し事前に通知したうえで、合理的かつ相当な範囲内で実地に調査し、又は、乙に対して必要な報告を求めることができる。

- 2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

#### （指示）

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

#### （再委託の禁止）

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱業務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱業務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

#### （損害賠償）

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

#### （契約解除）

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は、契約書本文の定めるところによる。